

# 令和7年第9回教育委員会議事録

令和7年5月14日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 令和7年5月14日(水) 午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課  
統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 令子

特別支援教育課長  
就学前教育  
支援センター所長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

学校支援課長 中曾根 聡 生涯学習推進課長 牛山 進一郎

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター  
統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター  
統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター  
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### 議案

議案第 43 号 令和 7 年度杉並区一般会計補正予算（第 1 号）  
（区議会提出議案に関する意見聴取）

議案第 44 号 杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部修正について

### 報告事項

（1）令和 7 年度区立学校在籍者数等について  
（令和 7 年 5 月 1 日現在）

（2）「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について

## 目次

### 議案

- 議案第 43 号 令和 7 年度杉並区一般会計補正予算（第 1 号）  
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 15
- 議案第 44 号 杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部  
修正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 報告事項

- （1）令和 7 年度区立学校在籍者数等について  
（令和 7 年 5 月 1 日現在）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- （2）「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について・・・・・・ 12

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

なお、本日は、對馬委員が、杉並区教育委員会会議規則第4条の2の規定に基づくオンライン出席となっております。

**教育長** それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に大川委員との指名がございましたので、よろしくお願いをいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項2件を予定してございます。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第43号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。

したがって、議案第43号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず、他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第2、議案第44号「杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について」を上程します。私からご説明申し上げます。

令和6年12月11日付け、教育委員会において決定された「杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針」に基づきまして、杉並区教育ビジョン2022推進計画、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)について、区の総合計画、実行計画等の毎年度修正と整合を図るとともに、状況の変化等に対応するため、一部を修正するものでございます。

修正する計画事業数等でございますが、12事業、19項目でございます。令和7年2月に決定しました杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画の修正に伴い、各計画で重複はございますが8事業10項目、その他の理由により修正する事業が、重複する事業を含め7事業9項目ございます。

なお、詳細については、資料1のとおりでございます。はじめに現行、次に修正案及び修正の理由を記載しておりますので、併せてご参照ください。

まず、実行計画等と整合を図る修正の概要でございますが、一つ目は資料1の4ページから6ページ、基本方針1、計画事業8の「教育相談体制の充実」でございます。こちらは杉並区いじめの防止等に関する条例が制定されたことに伴い、いじめ対策の充実を図る取組を追加してございます。なお、その下のいじめ重大事態への対処、いじめ問題対策委員会の見直しは、実行計画事業の修正に伴うものではございませんが、いじめ対策に関わる取組の一つとして文言整理と所要の修正を行ってございます。

また、令和6年度に実施いたしました、杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会での検討結果を受け、学校問題対策支援係、愛称 CEDAR でございます、として、多様化、複雑化した学校問題への支援を強化したことに伴い、修正を行っております。

二つ目でございます。8ページから9ページでございます。こちら基本方針1、計画事業9の「不登校児童・生徒支援体制の整備」でございます。こちらは天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ天沼教室と荻窪教室を校内に併設することに伴いまして、さざんかステップアップ教室の整備を追加したところでございます。

三つ目でございます。12ページから14ページをご覧ください。基本方針3、計画事業2の「区立学校の増改築」についてでございます。こちらは杉並第二小学校の環境整備工事のスケジュール変更及び西宮中学校の改築スケジュールの見直しに伴い修正を行ったところでございます。

四つ目でございます。16ページから17ページでございます。基本方針3、計画事業3の「区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕」についてでございます。杉並第十小学校について、学校運営に影響の少ない工期とするため、長寿命化改修のスケジュールを見直ししたことから修正を行ってございます。

五つ目でございます。18ページから19ページでございます。基本方針3、計画事業5の「図書館の整備」についてでございます。こちらは高円寺図書館の開館時期を令和7年3月から4月に変更すること及び、

施設の正式名称が決定したことに伴い修正を行うものでございます。

六つ目でございます。22 ページから 24 ページでございます。基本方針 4、計画事業 4 の「区立学校における働き方改革の推進」についてでございます。こちらは小学校全校に副担任相当の業務を行うエデュケーション・アシスタントを新たに配置いたしまして授業の質の向上、教員の負担軽減等を図ることとしてございます。

七つ目でございます。28 ページから 29 ページでございます。基本方針 4、計画事業 7 の「学校施設の有効活用の推進」についてでございます。令和 7 年 1 月の「子どもの居場所づくり基本方針」の策定に伴いまして、基本方針に基づく取組の一つとして日曜日、祝日の校庭開放を継続して実施することとしたため修正を行ってございます。

最後に 30 ページ、基本方針 4、計画事業 11 の「学校徴収金の公会計化」についてでございます。学校徴収金のうち、学校給食費について公会計化が実施可能との結論に至ったため、これを追加し、他の徴収金については引き続き検討することとしております。

続きまして、実行計画等との整合を図る以外の修正について、概要をご説明いたします。

一つ目でございます。2 ページから 3 ページでございます。基本方針 1、計画事業 6 の「特別支援教育の充実」でございます。こちらは後ほどご報告申し上げますが、令和 7 年度を始期とする杉並区特別支援教育推進計画の改定を踏まえ、重点的な取組として、済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり及び特別支援学級の設置・充実に向けた検討を新たに取組項目に追加するものでございます。

二つ目でございます。10 ページから 11 ページをお開きください。基本方針 1、計画事業 11 の「健康教育・食育の推進」でございます。こちらは児童の健康課題の変化や学校における保健教育の推進、健康相談室での個別指導の充実などによりまして親子健康教室の取組を廃止するものでございます。併せて、健康相談室、フォロー健康相談室、口腔保健指導について事業内容に関するリード文の記述を分かりやすく修正してございます。

三つ目でございます。12 ページから 14 ページでございます。基本方針 3、計画事業 2 の「区立学校の増改築」についてでございます。学校プールの整備のあり方につきまして、令和 7 年度も引き続き検討を行う

ため修正を行ってございます。

四つ目でございます。16 ページから 17 ページでございます。基本方針 3、計画事業 3 の「区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕」についてでございます。杉並区立学校施設整備計画で令和 13 年度までに実施するとしていた東田中学校の中規模修繕を令和 7 年度から実施することとしたため、取組を追加するものでございます。

五つ目でございます。20 ページから 21 ページでございます。基本方針 4、計画事業 3 の「次世代を見据えた研究の推進」についてでございます。こちらは、幼保小接続期カリキュラム・プログラムについて、これまでプログラムの対象を 5 歳児 10 月から小学校 1 年生 7 月までの接続期としておりましたが、これを 5 歳児 4 月から小学校 1 年生 3 月までの架け橋期に広げる改定を行うことにより、幼児教育から小学校教育にかけての就学前後の期間における生活や学びがより円滑に接続できるよう取り組むものでございます。

六つ目でございます。26 ページから 27 ページでございます。基本方針 4、計画事業 6 の「特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実」についてでございます。個別の学び支援システムにつきまして、小学校全校への導入が完了したことから、当該システムの活用推進を行うとともに、中学校への導入を検討することとしたため、所要の修正を行うものでございます。

概要の説明は以上になります。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、本教育委員会にてご審議を頂き、可決した後、区議会に報告、公表してまいりたいと考えてございます。説明につきましては以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。伊井委員、お願いします。

**伊井委員** 直前にご説明いただきました特別支援教育の 26 ページ 27 ページのシステムが構築されたので、ということでしたけれども、具体的にはどのようなシステムなのか、ご説明いただくことは可能でしょうか。

**特別支援教育課長** 小学校の方に、全校導入してございまして、個別の学び支援システムというものでございます。令和 4 年度から、小学校に段階的に導入を進めてまいりまして、令和 6 年度に全校導入となつてご

ございます。本システムの活用によりまして、個別指導計画の内容を充実させまして、多様な教育的ニーズに応じた指導、支援を行うことができるようなシステムとなっております。全教員の質の向上ですとか校内の特別支援教育の啓発を推進できるようなシステムとなっております。かなり事例が蓄積されたシステムでございますので、個々の状態を入力していくことによって、関連するような計画内容とかそういったものがシステムの中に搭載されているようなものでございます。

**伊井委員** ありがとうございます。そうしますと、個別にというのは、特別支援の子どもたち一人ひとりに対して、そういうご対応を頂いているということでしょうか。

**特別支援教育課長** はい、そのとおりでございます。一人ひとりに合った個別指導計画等を作成してございますので、その支援にもなり得るツールかと思っております。

**伊井委員** ありがとうございます。是非、今後もこの形を生かして、更に充実した教育をしていただけたらと思うのですが、ちなみに、こういう個別のものは、通常級のお子様方にもあるのですか。

**特別支援教育課長** 支援が必要なお子様に対しては、通常の学級に行かれていますお子様に対しても使っているシステムでございます。

**伊井委員** 特別支援の子たちに、ということですね。

**特別支援教育課長** はい。

**伊井委員** 分かりました。ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

**前田委員** 今のお話で、追加でお聞きしたいのですけれども、一人ひとりの個別指導計画ということで、支援が必要な子どもと伺ったのですが、具体的に支援が必要かどうかというのは、誰がどのように判断されているものなのでしょうか。

**特別支援教育課長** 保護者の方からご相談がある場合もありますし、学校の方で支援が必要なのではないかということで、こういうアプローチをすればもっとうまくいくのではないかとということでご相談があるような場合もありますので、様々かと思っております。

**前田委員** ありがとうございます。結構保護者の方から、うちの子を見てくださいますか、もしかしたらそういうアプローチがあった時にも

う作られているということなのでしょうか。

**特別支援教育課長** いろいろな形でご相談いただいていますので、学校の中で、特別支援教育支援コーディネーターという方もいらっしゃるって、そういう方と連携をしながら、どういった支援をしていくのがいいのかということも十分話し合っただいただいていますので、保護者の方からも特別支援教育課にご相談ある場合もございますし、様々な形で支援はしているところでございます。

**前田委員** ありがとうございます。そのような支援を頂いているというのはすごくありがたいなと思います。これは、ちなみに保護者の方にも共有されているものなのですか。

**特別支援教育課長** 保護者の方にも共有している内容でございます。

**前田委員** ありがとうございます。あと2点ありまして、まず、この計画は誰が作るものなのですか。

**特別支援教育課長** 担任の教諭が基本は作るものでございます。

**前田委員** なるほど。保育園とかでもこういう個別指導を見させてもらったことありますけど、結構大変な労力もかかるのだらうなと思いながら、すごくありがたいなという気持ちと、もう1点が、この情報は、例えば中学校に行く時に引き継がれたりする情報なのでしょうか。

**特別支援教育課長** 小学校から中学校の切れ目ない教育ということで行っておりますので、そういった指導の内容については引き継ぎをさせていただきます。

**前田委員** ありがとうございます。切れ目ないというところもすごく大事だと思いますし、今後、そのお子さんが高校に行かれたりということもあると思うので、子どもを真ん中に、いろいろな大人がその子どもを見て、支援しているというのが伝わるという思いながらお聞きしておりました。現場の先生たちの負担も検討しながら、でも、すごく意味のある活動だと思うので、是非、支援していただければと思います。お願いします。

**特別支援教育課長** ありがとうございます。1点補足をさせていただきます。中学校における導入につきましては、今は小学校全校に導入をしているところなのですが、小学校の実績等を踏まえ、今後導入については検討してまいります。

**前田委員** ありがとうございます。いろいろな支援が必要なお子さんは、

例えば人との関係が難しくていじめにつながったりとか、そういうところにつながってくるかなと思うので、皆さんで見守れるような、そういう仕組みづくりをしていただけたらと思っております。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

**大川委員** 28、29 ページ、子どもの居場所づくり基本方針が今年の1月に策定されたことによって、それを盛り込んでの改定とあります。この案自体に直接賛成、反対というわけではないのですけれども、この子どもの居場所づくりについては、こども家庭庁の指針も出ているところです。その関係性を今後も見据えながら取組を進めていっていただきたいというところと、その指針の中では、福祉の部局と教育の部署は連携していくことが大切ですと書かれているのですが、居場所づくりについて、福祉と教育委員会との連携で、私が今、イメージが具体的ではないので、もし、何かこういうことを言っているのですよということがあれば教えてほしいのですが。

**学校支援課長** ここでいう福祉というのは、児童福祉。児童福祉法に規定されているのが学童クラブとか、あと、今、杉並区の事業でいきますと児童青少年課が所管している放課後等居場所事業、小学校施設を使った放課後の全児童を対象にした居場所なのですが、こうしたものがいわゆる福祉分野の取組。それと、いわゆる学校教育、教育分野の取組とが連携を密にして、子どもたちの学校の時間から放課後の時間までをトータルに支えていこうという考え方で、実際、杉並においてもこども家庭庁の観点を含めて、教育と福祉の部門で連携していくような定期的な会を持とうということで今、取組を始めようとしているところでございます。

**大川委員** 分かりました。まさに、この学校施設における子どもの居場所づくりというのは、教育委員会は学校施設を持っていて、その中でやっているものは福祉の部局が運営しているという、そのような連携を図らなくてはいけないということですね。

**学校支援課長** おっしゃるとおりです。

**大川委員** よく分かりました。ありがとうございました。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。では、伊井委員、お願いします。

**伊井委員** 21 ページの幼保小連携のところなのですけれども、接続期カ

リキュラム・プログラムについて、これまで5歳児10月からというところの記載についてなのですが、幼稚園の園長先生たちとお話をさせていただいた時に、前にも1回お話しさせていただいたと思いますが、小学校への連結というものが、昨年の4月に高井戸第三小学校で研究発表を拝見したのですけれども、そこはすごく連携されている感じがしたのですが、その地域だけではなくて、幼稚園は何か所かあるじゃないですか。その中で近隣の小学校との連結がなかなか、どのような交流をしたらいいのかとか、その連結や接続期についてすごく悩まれていることを聞いたことがあるので、今回これは対象を5歳児4月からということで広げていただいたのは大変期待できるなと思っております。しっかり幼稚園や保育園、特に幼稚園でいろいろな研究発表を見ているんですけど、そこできっちり子どもたちを見取る大変寄り添った教育がされているので、それを生かした形で、是非小学校の方でも充実した接続をしながら、学年ごとの進級につなげていっていただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**就学前教育支援センター所長** ご意見ありがとうございます。ちょうど明日、幼保小連携担当者連絡協議会というものを開催いたしまして、小学校ですとか就学前教育施設、幼稚園、私立幼稚園、保育園などを含めて担当者で行う協議会がございます。そういった場でもスムーズに接続期、つながっていくようにどういったことが必要なのかということで、小学校を核とした連携する園との話し合いみたいな情報共有の場もございますし、そういった研修ですとか様々な機会を捉えまして、スムーズに、確実に進められるように取組を進めているところでございます。

**伊井委員** 小学校を核にというお話がございましたけれども、今、小学校の1年生でも、以前だと、ここの幼稚園とここの幼稚園とここの保育園から来るといった形だったのですが、今は本当に20園以上、いろいろな場所からお子さん方が来るので、その園から一人だけしか来ないとか、そういう多様性だけではなくて、広範囲から教育が微妙に違ったりするところからもいらっしゃるようになるので、小学校にもいろいろご苦労があると思いますが、是非支えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**就学前教育支援センター所長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにご意見等はよろしいでしょうか。それでは、教育長、

議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第 44 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第 44 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項 1 番「令和 7 年度区立学校在籍者数等について」、学務課長からご説明いたします。

**学務課長** 「令和 7 年度区立学校在籍者数等について（令和 7 年 5 月 1 日現在）」をご説明させていただきます。まず、在籍児童・生徒数でございますが、区立子供園につきましては 323 名、昨年度比マイナス 11 名でございます。小・中学校在籍児童・生徒数でございますが、こちらは 2 万 9,546 名。済美養護学校を含めると 2 万 9,745 名で、昨年度比 163 人の増となっております。

学級数につきましては、区立子供園は昨年度と同様に 18 学級、区立小学校は 1,013 学級、済美養護学校を含めると 1,054 学級で、昨年度比 6 学級プラスとなっております。

それぞれの学校ごとの児童・生徒数でございますが、子供園、それから裏面に小・中学校それぞれ記載してございます。また、参考資料として、児童・生徒数、学級数の推移、それから、児童・生徒の指定校変更認定結果もつけてございますのでご確認いただければと存じます。

私からは以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。対馬委員もよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 1 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 2 番「『杉並区特別支援教育推進計画』の改定について」、特別支援教育課長からご説明いたします。

**特別支援教育課長** 私からは「『杉並区特別支援教育推進計画』の改定について」ご報告いたします。かがみ文をご覧ください。本年 2 月に本計

画案を公表し、関係団体に対し意見聴取等を実施し、その結果等を踏まえ一部修正の上、本計画を改定いたしました。

まず、1の「関係団体の意見聴取等の実施状況」でございますが、令和7年3月3日から3月17日まで子供園長会、特別支援学級等設置校長会、小・中学校校長会等に、また、3月18日から4月25日まで、小学校PTA 連合協議会、中学校PTA 協議会、済美養護学校PTA等に団体の会合の機会等を通じて情報提供を行った上で、意見聴取を実施してまいりました。

その結果、計画案への意見が16件、そのほか計画以外の意見が9件ございました。

次に、2の「計画案に対する意見及び対応」は、別紙1に記載のとおりでございます。別紙1をご覧ください。表のナンバー1から4の網かけ箇所が、計画に反映をさせた意見の要旨と、意見に対する区の考え方でございます。特別な支援を必要とする子どもたちが学ぶ場に、通常の学級が入っていないとの意見を踏まえ、区においては、障害の種類や程度、児童・生徒の個々の状況に応じて、通常の学級での教育や指導も行っていることから、誤解のない記載となるよう、計画の8ページ及び概要版に「通常の学級」に関する記述を追記いたしました。

そのほかは、データの更新や資料編の追加、より適切な記述となるように修正をしております。

かがみ文にお戻りください。3の「修正後の計画」については、別紙2の概要、別紙3の計画本文のとおりとなっております。

4の「今後の主なスケジュール」といたしましては、6月の文教委員会に報告後、区公式ホームページ等で公表いたします。

私からの説明は以上となります。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。では、伊井委員、お願いいたします。

**伊井委員** 計画をより良くするために意見聴取をして頂き、改正いただいております。修正後の計画を拝見いたしまして、今後このように前向きに進めていただけたらと思うのですが、特別支援教育を必要とするお子さんが、結局、どこの学校に行くかとか、何を選ぶかというのは、最終的には保護者の方が決めると私は認識しておりますけど、そのことが、適切な言い方ではないかもしれないので恐縮なの

ですけれども、同じような発達障害の度合いだったりする場合に、もちろん一人ひとり違うのは分かっていますが、その中で、ある保護者の方は通常級に是非入って教育をしてほしい、ある方は特別支援教室だったり、特別支援の固定級であったり、あるいは特別支援学校、済美養護学校だったりをお望みになるということもあると思います。社会的には大分、特別支援教育だったり、発達障害というものに対する理解は進んできていますし、知識も多くの方が持たれていると思うので、以前よりは、そういう点では進めやすくなっていると思うのですが、自分の子にどのような教育を受けさせたいかというあたりは、最終的には保護者の方のご判断にお任せするような形が現状だと思うのですが、そのお子さんを真ん中にして、十分に保護者の方とお話しいただき、本当にこのお子さんにとって何が一番いいのか、どのように進んで、どんな教育を受けて、周りで支えていくのがいいのかというあたりは、十分に話し合いの上、ご理解を得ながら、子どもさんを中心に次のステップを考えていただけたらいいなと切に願っております。よろしく願いいたします。

**特別支援教育課長** ご指摘ありがとうございます。確かにお子さんの就学先の決定については、お子さんの状態ですとか本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、あと、教育学ですとか心理学、専門的な知見とか見地からの意見を踏まえて、総合的な観点で判断をしまして、本人ですとか保護者と相談しながら、決定する仕組みとはなっております。

その中で、実際は学びの場は、入学してからもお子さんの状況で変えていくことができるということですので、その時の個々の状況に応じてしっかり相談をしながら、お子さんを中心とした支援ができるように努めてまいりたいと考えております。

**庶務課長** ほかに、よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項2番についての質疑を終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がありましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、5月28日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

**教育長** それでは、改めまして、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第43号「令和7年度杉並区一般会計補正予算（第1号）」を上程いたします。私からご説明を申し上げます。

まず、議案をご覧くださいと思います。議案を2枚お進みいただいて、補正予算の概要の1ページをご覧ください。歳入歳出予算でございしますが、「事務事業名」の欄に記載の4事業につきまして、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目「特別支援学級・学校の環境整備」及び2番目「済美教育センター環境整備」につきましてですが、いずれも工事費の増に伴う補正予算となります。理由は共通しておりまして、インフレスライドにより「特別支援学級・学校の環境整備」で2,072万8,000円、「済美教育センター環境整備」で1,649万9,000円を計上するものでございます。

続いて、表の3番目「小学校の運営管理」ですが、こちらは令和8年度からの放課後等居場所事業開設に向けた準備のため、工事費と物品移設のための委託費用9,815万8,000円を計上するものでございます。

続いて、表の4番目「文化財調査・保護」についてですが、令和7年3月に杉並区名誉区民となった日本を代表する詩人・谷川俊太郎の関係資料につきまして、遺族から杉並区への寄贈の意向が示されたことによりまして、今後、区として寄贈を受けた資料を、どのように保存・活用していくかを見極めるとともに、速やかな建物・資料調査が必要となったことによるものでございます。このため、調査者への謝礼金等、275万円を計上してございます。

続きまして、2ページ目をご覧くださいと思います。今回の補正により1億3,813万5,000円を増額し、補正後の教育費の総額は330億685万4,000円でございます。歳入歳出予算の補正につきましては以上でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見がないということですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** では、議案の採決を行います。議案第 43 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第 43 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。